

3. デジタルアーカイブの構築

（1）現状と課題

我が国の様々なコンテンツをデジタルアーカイブ化していくことは、分野・地域を超えた「我が国の知」を集約することを可能とするものであり、学術研究・教育・防災・ビジネスへの利活用が期待できることに加え、海外発信機能を付加・強化することにより、インバウンドの促進や海外における日本研究の活性化にもつながりうる。

我が国においては、国立国会図書館による書籍等分野の取組や文化庁（文化遺産オンライン）による文化財分野の取組など分野ごとにデジタルアーカイブの構築が進められてきており、一定の充実を見つつある。その一方で、分野横断的なアーカイブの連携や海外発信を含めたその利活用に関する取組は、欧米諸国と比較しても十分とは言えない。

このような状況下、我が国全体でデジタルアーカイブの構築とその利活用を推進するため、「推進計画2016」において、①分野横断的な連携を可能とする基盤（統合ポータル）の構築を始めとする「アーカイブ間の連携・横断の促進」、②分野ごとのつなぎ役を中心とした「分野ごとの取組の促進」、③保存や利活用に係る制度面での対応等の「アーカイブ利活用に向けた基盤整備」という総合的な取組の推進策を示した。

これを踏まえ、2015年度に設置された「デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会」及び「実務者協議会」において、デジタルアーカイブ構築とその利活用促進に関する実務的課題とそれに対する今後の方向性に関する検討を継続し、本年4月に、報告書¹として今後の国の取組の方向性等を取りまとめるとともに、各アーカイブ機関が行うべきメタデータの取扱いや利用条件表示について、ガイドライン²を策定した。

また、アーカイブ利活用に向けた著作権制度の見直しも進められており、例えば、サムネイルのインターネット送信に関しては、美術の著作物又は写真の著作物の原作品を適法に展示する者が、これらの著作物に係る情報を提供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、当該著作物等のインターネット送信を行うことができることとする制度改正が検討されている。

¹ デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会「我が国におけるデジタルアーカイブ推進の方向性」（平成29年4月）

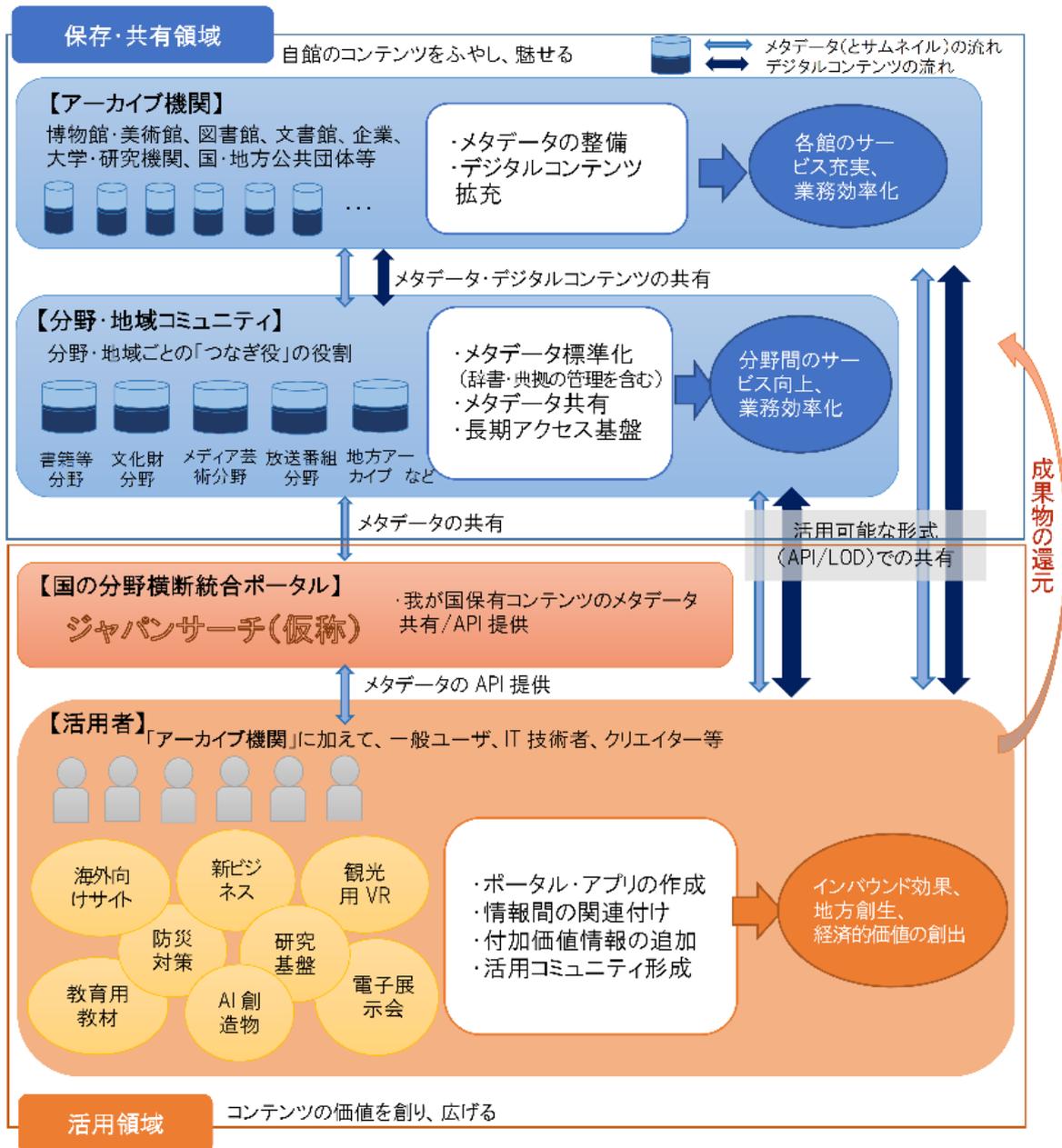
² デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」（平成29年4月）

2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、デジタルアーカイブが国内外において日常的に活用され、新たなコンテンツやイノベーションを生み出すための基盤となる社会を実現するため、今後、各アーカイブ機関を結ぶ「つなぎ役」と国等が一体となった取組を加速することが必要である。

各アーカイブ機関は、今回策定したガイドラインに沿ったメタデータの整備、オープン化を進めるとともに、デジタルコンテンツの作成・拡充やシステムの整備を図ることが求められる。また、「つなぎ役」は、分野内のメタデータ項目を標準化するために分野ごとに標準メタデータ項目を作成していくこと、さらに、その分野において、長期に渡ってデジタルアーカイブ基盤を維持できるよう、アーカイブ機関の技術、法務上の課題等に対応できる人材の育成をサポートしていく役割が求められる。

その上で、国は各アーカイブ機関やつなぎ役の取組を十分支援していく他、分野横断統合ポータル構築の推進が必要がある。統合ポータルは、分野横断の検索機能の他、各アーカイブ機関やつなぎ役が整理したメタデータを集約・共有化し、活用者による様々な形での利活用に資するものであることが求められる。さらに、このような様々な取組に係る共通の課題意識を醸成し、連携協力を図っていくため、産学官の代表者が集まる「場」を整備することも重要であり、こうした取組を、国が率先して推進していくことが重要である。

【統合ポータルとその利活用のイメージ】



(2) 今後取り組むべき施策³

以上の現状と課題を踏まえ、我が国における分野横断型統合ポータル構築に向けたアーカイブ間の連携と利活用を促進するため、関係府省において以下の取組を推進することとする。

³ 国立国会図書館は立法府に属する機関であるが、アーカイブ施策は国全体として取り組むものであり、同館は重要な役割を担っているため、便宜上本計画に関連する同館の事業について担当欄に記載するものである。

①アーカイブ間連携と利活用の促進

（産学官でのデジタルアーカイブのフォーラムの開催）

- ・2017年度中に、デジタルアーカイブの構築等の推進やアーカイブの利活用促進に向けた連携を図るため、産学官の関係者を一堂に集めたフォーラムを開催し、情報共有、意見交換を行う。また、デジタルアーカイブ推進に係る実務的課題に対応するため、国立国会図書館を含む分野を横断した関係者を集めた協議会を開催し、評価の仕組みの検討を始めとするデジタルアーカイブ構築に係る課題やアーカイブの利活用促進に係る課題、その他人材育成等の取組推進策の検討を行う。（短期）（内閣府、国立国会図書館、文部科学省、総務省、経済産業省、関係府省）

（デジタルアーカイブ推進のための工程表の作成）

- ・我が国の様々なコンテンツをデジタルアーカイブ化していく取組を各分野で行っていくため、2017年度中に、工程表を作成し、その工程表を関係者間において共有する。（短期）（内閣府、国立国会図書館、関係府省）

（国の統合ポータル構築）

- ・我が国における分野横断型の統合ポータル構築のため、2017年度中に、国立国会図書館サーチと、各分野のつなぎ役が運用している主要アーカイブとの連携展開に向けてのメタデータレベルでのアーカイブ連携を調整・検討する。特に、国立国会図書館サーチと文化遺産オンラインにおいては、外部連携インターフェース（API）連携の実現に向け取組を加速化する。他分野についてはアーカイブ連携のための課題抽出等を継続し、統合ポータルの構築に向けて、国立国会図書館とつなぎ役の先行事例となる特定の分野又は地方におけるポータルサイトの整備のための取組を進める。（短期・中期）（国立国会図書館、文部科学省、総務省、経済産業省）
- ・国の分野横断型の統合ポータル「ジャパンサーチ（仮称）」を構築するためのデータフォーマット等の課題の解決に取り組み、2020年までにその構築を目指す。（短期・中期）（国立国会図書館）

（国の各アーカイブ機関におけるガイドラインの順守）

- ・国の各アーカイブ機関においては、2020年までに「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」を順守する形でメタデータのオープン化とその利用条件の表示等を行う。（短期・中期）（国立国会図書館、文部科学省、関係府省）

（利活用の推進のための連携）

- ・デジタルアーカイブ間の連携の意義を周知するため、フォーラム等を通じ、集約・共有されたコンテンツ及びメタデータの利活用事例や連携の効果を示す事例の収集及び共有化を図るとともに、利活用推進のための具体的課題、対応策を検討し、必

要な措置を講ずる。（短期）（内閣府、国立国会図書館、関係府省）

（地方におけるアーカイブ連携の促進）

- ・自治体が保有する情報を蓄積する公共クラウドやふるさとデジタル図書館等の取組を通じ、地方ゆかりの文化情報等のコンテンツの収集や利活用を促進する。（短期・中期）（総務省）
- ・地方におけるアーカイブの構築と連携促進のため、フォーラム等を通じ、地方における各機関の協力や連携の在り方を検討する。（短期・中期）（内閣府、国立国会図書館、関係府省）

②分野ごとの取組の促進

（分野ごとのつなぎ役による取組と支援）

- ・書籍等分野については国立国会図書館、放送コンテンツについては放送番組センター（日本放送協会（NHK）と民放局両方のコンテンツを取り扱う。）及びNHK（NHKのコンテンツを取り扱う。）、映画、ゲーム、アニメーション等のメディア芸術分野は文化庁及び経済産業省、文化財については文化庁において、それぞれがつなぎ役として、収集対象の選定やメタデータ形式の標準化等のアーカイブ構築の方針の策定等、分野内のアーカイブ機関における収蔵資料のデジタル化への協力、メタデータの集約化を行う。（短期・中期）（内閣府、国立国会図書館、文部科学省、総務省、経済産業省）
- ・2017年度中に、各アーカイブ機関、つなぎ役への支援策の検討及びそれを踏まえた予算化を検討する。（短期・中期）（内閣府、国立国会図書館、文部科学省、関係府省）

（分野横断の取組）

- ・「明治150年」を契機として、明治期に関する文書、写真等の資料についてデジタルアーカイブ化を推進する。（短期）（内閣官房、関係府省）

（書籍等分野）

- ・コンテンツの拡充に向けて、公共・大学図書館等の所蔵資料のデジタル化を促進するため、アーカイブ構築の手順等についての研修等を行う。（短期）（国立国会図書館、文部科学省）
- ・統合ポータルとの連携強化のため、公共・大学図書館等に対し、デジタル化した資料へのメタデータ付与やAPIを付した形での公開を支援するための助言等を行うとともに、所蔵資料のデジタル化及びアーカイブ連携のための取組を促進するため、必要な情報の周知を図る。（短期）（国立国会図書館、文部科学省）
- ・国立国会図書館所蔵資料のデジタル化に引き続き取り組むとともに、デジタル化デ

ータの利活用に向けた取組を強化する。(短期)(国立国会図書館)

(文化財分野)

- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、文化財情報を海外に発信するため、日本遺産を構成する文化資源や国宝・重要文化財以外の地域の文化資源に関するデータの集約、画像掲載率の向上、多言語化を含め利活用に資する取組を推進する。(短期)(文部科学省)
- ・全国の博物館・美術館等において文化財等のデジタルアーカイブ化とそのデータの利活用が促進されるよう、国におけるこれまでの取組を踏まえて、地方の博物館・美術館等に対して必要な情報の周知を図る。また、各館における紙媒体の収蔵品目録のデータベース化等、デジタルアーカイブ化と利活用促進のための具体策を検討し、その推進を図る。(短期)(文部科学省)
- ・文化財のデジタルアーカイブを活用して海外からのインバウンド獲得につなげるため、最新の技術を用いてデジタルアーカイブを表現し、インバウンド獲得に向けた取組について、検討を行う。(短期)(文部科学省、国土交通省)

(メディア芸術等分野)

- ・産・学・館(官)による連携促進事業の実施、メディア芸術作品の保存・活用に必要な基盤となる所蔵情報等の運用・活用、各研究機関等におけるメディア芸術作品のアーカイブ化を推進することにより情報拠点の構築を支援する。(短期)(文部科学省)
- ・東京国立近代美術館フィルムセンターにおいて、映画フィルムのデジタルアーカイブ化やと利活用の促進に向けた取り組みを強化する。(短期)(文部科学省)
- ・歴史的・文化的価値のある我が国の貴重な文化関係資料が散逸・消失することのないよう、アーカイブの構築に向けた資料の保存及び活用を図るための望ましい仕組みの在り方について調査研究を行う。(短期)(文部科学省)

(放送コンテンツ分野)

- ・放送コンテンツ分野のアーカイブの利活用を促進するため、放送コンテンツの学校における教育目的や遠隔地での放送コンテンツの利用に関する取組を引き続き実施する。(短期)(総務省)

③アーカイブ利活用に向けた基盤整備

(オープン化の促進)

- ・「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」の普及を進め、各アーカイブ機関やつなぎ役におけるデジタルコンテンツの拡充とその利用条件の表示、メタデータ及びコンテンツの流通促進を支援する取組を行う。(短期・中期)(内閣府、

国立国会図書館、関係府省)

(アーカイブの構築と利活用の促進のための著作権制度の整備)

- ・美術館等が展示する著作物に関し、解説・紹介のために当該著作物のデジタルデータの利用を可能とすることについて具体的な制度の検討を行い、「推進計画 2016」を踏まえ、速やかな法案提出を視野に、必要な措置を講ずる。(短期・中期) (文部科学省)

(利活用の促進のための周辺環境の整備)

- ・権利処理手続を円滑化し、コンテンツの活用を促進するため、コンテンツ等の権利情報を集約化したデータベースの利用促進を官民が連携して推進する。(短期・中期) (経済産業省) 【再掲】
- ・デジタルコンテンツの利活用を促進するため、国際標準化機関 (ISO) における技術委員会 TC46 の国内委員会におけるデジタルコンテンツの二次利用を促進するための権利表示の国際標準化に対する取組等を推進する。(短期・中期) (経済産業省)

(アーカイブ関連人材の育成)

- ・これまでのアーカイブの構築を通じて得られたノウハウや成果を活用しつつ、アーカイブの構築をけん引する人材や利活用をサポートする人材の育成を支援するため、美術館・博物館、大学・研究機関、民間施設の関係者に対し、アーカイブの必要性やアーカイブ人材の重要性の認識を広めるためのシンポジウム、研修開催等の取組を実施する。(短期・中期) (国立国会図書館、文部科学省、総務省)
- ・デジタルアーカイブに関連する大学における司書や学芸員の養成課程等において、文部科学省令改正 (平成 21 年文部科学省令第 21 号及び同第 22 号) により、2012 年度からデジタルアーカイブ関係の内容を含む科目が新設されたことを踏まえ、デジタルアーカイブに関する専門的知識を有する人材の育成がより充実するよう促す。(短期・中期) (文部科学省)